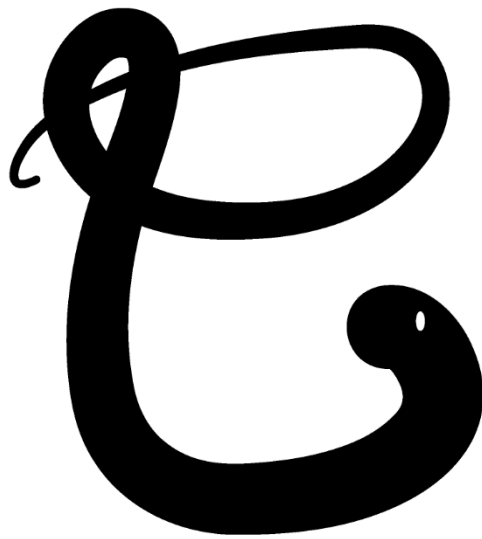


**令和 7 年度
中学校施設開放事業
の手引き**



堺市教育委員会

目次

I	学校施設開放事業（学校開放）	1 頁
1	学校開放の趣旨	1 頁
2	学校開放の概要	1 頁
II	学校施設開放運営委員会（運営委員会）	3 頁
1	運営主体	3 頁
2	運営委員会	3 頁
III	学校開放の管理運営	5 頁
1	利用団体の登録	5 頁
2	利用の調整	6 頁
3	施設の有効利用	6 頁
4	利用団体への指導	6 頁
5	利用の促進	7 頁
6	学校施設開放事業運営業務委託料の管理	8 頁
7	書類の提出と管理	8 頁
IV	安全管理	9 頁
1	予防対策	9 頁
2	事故発生時の対処	9 頁
3	利用団体の保険加入	10 頁
4	堺市安全安心メールの登録方法	10 頁
V	このような時は？	12 頁
1	施設や設備等を破損・滅失した場合	12 頁
2	特別警報・暴風警報が発令された場合	12 頁
3	上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合	12 頁
4	選挙の関係で学校が使用された場合	13 頁
5	新型コロナウイルス及びインフルエンザの流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合	13 頁
6	暑さ指数（WBGT）が 31℃以上になった場合	13 頁
7	光化学スモッグ等が発令された場合	14 頁
	中学校施設開放事業 緊急連絡先一覧（記入用紙）	15 頁

資料集

資料 1 「中学校施設開放事業利用状況」

資料 2 「利用団体の皆様へ」

I 学校施設開放事業（学校開放）

1 学校開放の趣旨

学校開放は、堺市の生涯学習を推進するため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に利用していただく事業です。

中学校施設開放事業では、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進を図ることを目的に実施しています。

2 学校開放の概要

（１）学校開放を利用できる方

スポーツ活動その他の生涯学習を主な目的とする団体で、その過半数を開放学校の校区住民で構成された、20歳以上の方を代表者とする10人以上の団体。ただし、次のような場合は利用できません。

- ① 営利活動を目的とする場合
- ② 政治的または宗教的な活動を目的とする場合
- ③ 暴力団の利益となり、またはなるおそれがある場合

中学校を利用される団体は、併せて小学校を利用することはできません。また、利用できる学校は1校のみ、複数の学校を利用することはできません。

（２）開放施設

- ① 「中学校施設開放事業」 運動場、体育館の開放
- ② 「中学校運動場夜間開放事業」 夜間の運動場の開放 ※43校中27校

（３）開放日時 （利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。）

施設	日 時	
体育館	土・日・休日及び春・夏・冬休み等	午前9時～午後8時30分
	月～金 (休日及び春・夏・冬休み等を除く)	午後6時～午後9時
運動場	土・日・休日及び春・夏・冬休み等	午前9時～午後5時
夜間運動場	土・日・休日	午後6時～午後8時30分
	月～金 (休日を除く)	午後6時30分～午後9時

※ 夜間運動場の利用は、原則として毎年3月1日から11月30日までに限ります。

※ 学校の教育活動に支障があるときは、その学校長の意見を聴き、学校開放を中止し、または開放する施設や日時を変更することがあります。

※ 利用時間については、時間厳守でお願いします。

(4) 利用できる種目等

学校開放は、既存の学校施設を有効活用するために地域の皆様に開放するものです。

利用できる種目や施設の使い方などは学校施設の状況や周辺環境により異なります。安全かつ円滑に学校開放を行うため、既存施設で可能な種目・利用方法は、学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」といいます。）と学校の調整により決まります。

(5) 利用の手続

学校開放を利用しようとする団体は、5頁「1 利用団体の登録」の手続による教育委員会への登録が必要です。

(6) 利用上の注意（遵守事項）

開放事業では、7頁「利用上の注意」等を定めています。利用団体が、「利用上の注意」等に違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

(7) 問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市教育委員会事務局 地域教育支援部
地域教育振興課（堺市役所高層館 11 階）
■電 話：072-228-7920(直通)
■F A X：072-228-7009
■E-Mail：chikyoushin@city.sakai.lg.jp
※土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は閉庁日

Ⅱ 学校施設開放運営委員会（運営委員会）

1 運営主体

学校開放を円滑に進めるために、校区の団体等から選出された方々で構成する運営委員会に教育委員会が管理運営を委託して実施しています。

運営委員会は、規約を作成し、利用団体の登録手続や利用の調整、契約書等の書類作成に関する事務処理等、地域における学校開放の運営主体となって活動してください。

2 運営委員会

（１）運営委員会の構成

ア 運営委員会は、開放学校の通学区域内に居住し、または勤務する次のような方々で構成されます。

- ① 自治会、ＰＴＡ、子ども会、青少年指導員会等関係諸団体の代表者又は当該団体の推薦を受けた者
- ② スポーツ推進委員
- ③ 地区体育振興会委員
- ④ 開放学校の教職員
- ⑤ 利用団体の代表者又は当該団体の推薦を受けた者
- ⑥ ⑤に掲げる者のほか、地域の実情に応じた校区関係者

※構成員の選出時には、氏名・連絡先等を記載した名簿を提出すること等を本人にお伝えください。

※①～⑥に規定する者（校区内委員）のみで構成することができない運営委員会は（１）、（２）のうち校区内の実情に精通している者をその構成員とすることができます。

（１）校区内委員にかつて該当したことがある者

（２）開放学校の利用団体の代表者（校区内委員に該当する者を除く。）

イ 運営委員会には、次に掲げる役員を置き、構成員の互選により定めます。なお、必要に応じて顧問を置くことができます。

- | | |
|-------|-----|
| ①委員長 | １人 |
| ②副委員長 | 若干人 |
| ③書記 | １人 |
| ④会計 | １人 |
| ⑤会計監査 | １人 |

（２）運営委員会の役割

運営委員会は、開放事業の運営主体として、開放事業に対して地域諸団体の理解と協力・支援の体制をつくることが重要です。

運営委員会は、学校開放の管理運営のために次の役割を担っています。

- ①開放事業に関する計画、手続及び報告等に関すること
- ②教育委員会、開放学校及び利用団体との連絡調整に関すること
- ③利用団体及び保護者等に対する利用上の注意の徹底に関すること
- ④利用促進のための地域住民に対する啓発等に関すること
- ⑤利用団体の登録、承認に係る書類の経由等に関すること
- ⑥個人情報取扱特記事項 第６の第４項に定めるところにより、報告すること

個人情報に関する書類の保存期間は業務終了後 １ 年とする。

- ⑦開放事業の実施に伴う消耗品等の手配を適宜行うこと
- ⑧その他、開放実施について必要な事項

Ⅲ 学校開放の管理運営

1 利用団体の登録

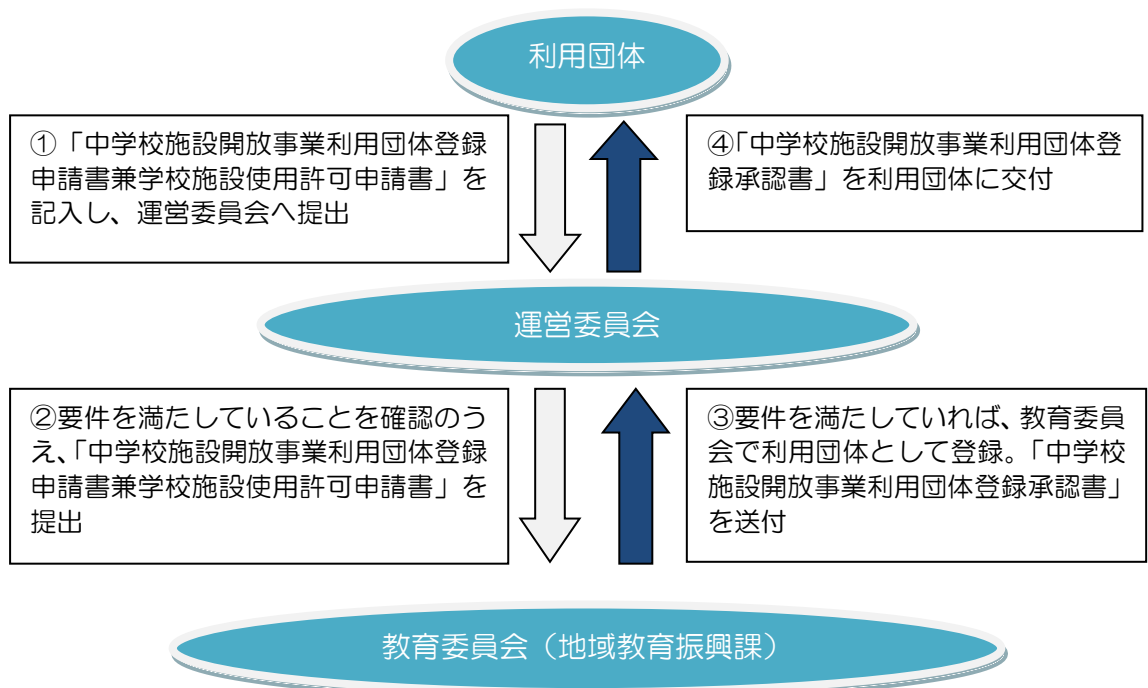
開放事業を利用しようとする団体があれば、次の手続きにより教育委員会に登録してください。（団体登録は毎年度必要です。年度途中の申請も可。）

- (1) この手引きの「資料2 利用団体の皆様へ」の内容を団体に説明してください。
- (2) 団体に「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を渡し、必要事項を記入してもらってください。
- (3) 「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を団体から受け取り、1頁「(1) 学校開放を利用できる方」の要件を満たしていることを確認のうえ、教育委員会（地域教育振興課）に提出してください。
- (4) 1頁「(1) 学校開放を利用できる方」の要件を満たしていれば、教育委員会で利用団体として登録し、運営委員会に「中学校施設開放事業利用団体登録承認書」を送付します。
- (5) 「中学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可申請書」を運営委員会から利用団体に交付してください。

※ 運動場夜間開放事業は、上記「中学校施設開放事業」を「中学校運動場夜間開放事業」に読み替えてください。

※ 登録の有効期間は承認を受けた年度内（4月1日から3月31日まで）に限ります。

※ 「中学校施設開放事業利用団体登録承認書」が運営委員会の手元にまだ届いていない場合であっても、運営委員会を経由して地域教育振興課あてに「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出し、受付が完了した利用団体は、本事業の利用が可能です。



2 利用の調整

開放施設の利用予定を決定するにあたっては、事前に学校長から学校教育活動（行事）での利用予定の通知を受け、開放日時の確認をしてください。これを受けて、運営委員会は、各利用団体の利用日の調整を行い、利用予定を決定します。

なお、調整は、各団体代表者を含めた調整会議を開催するなどの方法で、開放事業が円滑に運営されるよう進めてください。調整後、運営委員会は使用予定表（様式 9）を作成し、教育委員会（地域教育振興課）及び学校長へ提出します。

3 施設の有効利用

中学校施設開放事業は、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進を図ることが目的となっています。多くの方が公平に利用できるよう、一部の団体にかたよった利用の調整は避けてください。利用日時が重なる場合は、それぞれの団体がお互いに協力しあって利用できるような運営を心がけてください。

4 利用団体への指導

学校はこどもの教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で地域の皆様に利用いただいております。運営委員会は、利用団体が学校開放を安全かつ円滑に利用できるよう指導を行ってください。

（1）利用上の注意（遵守事項）の周知徹底

次頁の「利用上の注意（遵守事項）」を全ての利用団体に周知徹底してください。なお、地域の実情に応じ、記載されていない項目を各運営委員会で追加していただくこともできます。

（2）安全管理

学校開放を利用するときは、利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあります。利用団体に対して、学校開放を利用するに当たり安全の確保を図るようお願いします。

また、利用団体の代表者、指導者等の方には、安全管理をマニュアル化して用意しておくことを勧めてください。

「安全管理マニュアル」の作成には、9頁「Ⅳ 安全管理」を参考にしてください。

利用上の注意（遵守事項）

次のいずれかに違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

- ① 営利活動・政治的活動・宗教的活動・暴力団の利益となるような活動をしていないこと。
- ② 許可を受けた目的以外の用に学校の施設を使用しないこと。
- ③ 他の者に利用させないこと。
- ④ 原則として、学校の敷地内において火気を使用しないこと。
- ⑤ 学校の敷地内において喫煙若しくは飲酒をし、又は酒気を帯びて利用しないこと。（学校の門付近（周辺道路等を含む。）においても、受動喫煙防止のためのご配慮をお願いします。）
- ⑥ 学校の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。
- ⑦ 許可を受けた施設（それに付随して使用することが必要な施設を含む。）以外に立ち入らないこと。
- ⑧ 学校への出入りに必要な場合を除き、門を開放しないこと。
- ⑨ 騒音（大声での指導や声出しも含む。）を出さないこと。
- ⑩ 利用時間を厳守すること。
- ⑪ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、利用前の状態に回復すること。ゴミは必ず持ち帰ること。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていなかった場合においても、ゴミは利用団体が持ち帰ること。
- ⑫ 利用の都度、利用団体に所属する者のうちから、遵守事項の指導及び監督を行う者を利用責任者として定めること。
- ⑬ 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全の確保を図ること。
- ⑭ 火災その他重大な事故が発生したときは、利用団体は直ちに適切な措置をとり、運営委員会に報告すること。また、運営委員会は、必要に応じて教育委員会（地域教育振興課）、学校長等に報告すること。
- ⑮ 利用の都度、「利用報告書」を作成又は電子申請システムに入力し、教育長が指定する日までに教育委員会（地域教育振興課）に利用報告を行うこと。
- ⑯ その他、開放事業を安全かつ円滑に実施するために、教育長、運営委員会又は学校長からの指示事項について遵守すること。

※ 例年、近隣住民の方々からの苦情が多く寄せられています。上記利用上の注意（遵守事項）を、利用団体に周知及び指導していただくようお願いします。

5 利用の促進

学校開放は、地域の多くの方が気軽に参加できるスポーツの場です。地域に開かれた学校づくりのために、また学校施設を有効に活用するためにも、地域への広報や呼びかけに努めて利用を促進してください。

6 学校施設開放事業運営業務委託料の管理

(1) 学校施設開放事業運営業務委託料

運営委員会が学校開放の管理運営を行うために必要な経費を委託料としてお支払いします。

委託料は、堺市との委託契約に基づき、各運営委員会の指定の口座に5月下旬（予定）に振り込みを行います。期限までに提出をお願いします。期限を越えてからの書類提出や、書類に不備があった場合は、振り込みが遅れることがございます。

委託料につきましては、適切で公正公平な会計処理を行ってください。

(2) 委託料の用途

学校開放の管理運営に関する委託料の用途として支出可能な費目は、次のとおりです。（運営委員会が直接使用するものの支出に限ります。）

消耗品費	・用紙、文房具等消耗品代、消毒液等
印刷製本費	・コピー代（報告書、各種資料用） ・プリンターインク代（各種資料用）
通信運搬費	・切手、ハガキ代、FAX 利用料等 ※ <u>電話代は不可です。</u>
使用料	・利用調整会議等の会場借上げ代
その他	・上記に該当しないもの（内容をご相談ください） ※ <u>「予備費」「お茶代」は不可です。</u>

※管理棟の鍵は地域教育振興課で修繕します。

※見積書作成の際に疑問点があれば、ご相談ください。

7 書類の提出と管理

(1) 委託契約書については押印（書面）での提出が必要です。印鑑（シャチハタは不可）を使用してください。記入例は、別冊「令和7年度 中学校施設開放事業提出書類について（5頁）」をご参照ください。

(2) 鉛筆や消せるペンは使用せず、ボールペン、万年筆等で記入してください。

(3) 提出書類の訂正に修正液は使用しないでください。

また、委託契約書は、訂正ができません。新しい契約書をお渡ししますので、地域教育振興課までご連絡ください。

(4) 契約関係書類やその他の書類については、個人情報も含まれていることもあり、厳重に管理してください。業務が終了し、不要となった書類を廃棄する場合は、シュレッダー等の処理を行ってください。ただし、保存期間を業務終了後1年としますので、最低1年間保存していただくようお願いいたします。

Ⅳ 安全管理

ここでは学校開放における安全管理について、こどもの利用を想定して記載していますが、大人の利用の場合にも準用できるものです。

それぞれの地域の実情に応じ、この記載内容を参考に学校開放安全管理マニュアルを作成し、各利用団体に周知するなど活用してください。

1 予防対策

- (1) 気象情報、光化学スモッグ情報、暑さ指数(WBGT)を把握し、活動への影響を考慮して実施の可否を判断する。
- (2) こどもの学校への往復経路に注意し、必要に応じて集団での往復や送迎等を行う。
- (3) 校門は、出入時以外は常に閉めておく。また、安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報を把握する。
※ 次頁4 堺市安全安心メール 参照。
- (4) 防火扉や消火栓等消防設備の前に物を置かないよう注意し、災害時の避難誘導経路を確認する。
- (5) 活動する場所や用具の安全点検を行い、危険場所や不良箇所があった場合は直ちに使用を停止し、または立ち入り禁止にして近寄らないようにする。
- (6) 事故等が発生した際の被害を最小限とするため、応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意する。(内服薬は原則として使用しない。)
- (7) 活動に参加するこどもの健康状態について、個人情報に配慮しつつ十分把握する。頭痛・腹痛・熱がある等の場合は、こどもの安全を確保したうえで、至急保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、または家まで送る。
- (8) 活動中に体の調子が悪くなった場合は、我慢せずに申し出るようこどもに指導する。
- (9) 施設、用具等の安全な使い方や、活動時の適切な服装、安全な行動の仕方について、適宜指導する。
- (10) 指導者等活動に関わる大人の人数については、事前に安全確保の点からも検討する。
- (11) 事故、災害等の発生時の連絡体制と役割分担を定めておく。
- (12) 事故等の発生に備え、警察、消防、医療機関、教育委員会、学校の連絡先を把握する。
※ 15頁「緊急連絡先一覧」の表を各運営委員会で作成してください。

2 事故発生時の対処

- (1) 事故等の発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時にけがの状態や程度により医療機関を受診する必要性の有無を判断し、必要であればすぐに119番通報し救急車を要請する。負傷者を搬送するとともに他のこどもへの対応に配慮し、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握して保護者に連絡する。
- (2) 施設や用具等により事故等が発生した場合は、直ちに使用を停止し、立ち入りを禁止する。

- (3) 火災発生時は、初期消火活動を行う者、こどもの避難誘導に当たる者等の役割を定めて行動する。
- (4) 火災その他の災害発生時には、漏電やガス漏れなどに注意し、二次災害の防止に努める。また、指導者等の大人は自らの安全確保にも配慮する。
- (5) 不審者及び不審物を発見したときは、近寄らずにこどもを安全な場所に誘導し、警察に通報する。
- (6) 医療機関を受診しないごく軽傷の場合でも、保護者に必ず連絡し、帰宅後の経過観察を依頼する。
- (7) 15頁「緊急連絡先一覧」の表を活用し、事故等の内容・程度に応じて関係機関に連絡する。
- (8) 発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容、連絡等を時間経過を追って記録する。
- (9) 事故等の原因を突き止め、再発防止対策を実施する。

3 利用団体の保険加入

誰もが安心してスポーツや文化活動ができるように、利用団体にスポーツ安全保険などの保険に加入するよう呼びかけてください。万が一、学校施設を破損した場合に備えて、賠償責任保険付きの保険に加入するよう勧めてください。

＜参考＞公益財団法人スポーツ安全協会のホームページで資料請求等ができます。「<http://www.sportsanzen.org/>」

4 堺市安全安心メール

- (1) 登録方法等
 - ① インターネット及びEメールが可能なパソコンやスマートフォン等から登録してください。
 - ② 配信が不要になった場合は、登録を削除してください。また、メールアドレスなどを修正する場合は、登録を削除し、新たに登録してください。
- (2) お知らせする情報の内容
 - ① 不審者情報等のこどもの安全に関わる事案の発生日時、場所、状況など。
- (3) 注意事項
 - ① お知らせする情報については、確認作業等を行い、必要と判断したものを配信します。
 - ② このシステムは、情報配信のみを行うもので、問い合わせには対応できません。
 - ③ 登録申請は無料ですが、メール送受信等にかかる通信料は、登録者のご負担となります。
 - ④ パソコンやスマートフォン等がメール受信を拒否する設定になっている場合は、「soushin@anshinsakai.jp」からのメールが受信可能な設定に切り替えてください。
 - ⑤ このシステムに登録された登録者情報は、厳重なセキュリティ対策のもとで適切に管理を行い、その保護に努めています。また、登録いただいたメールア

ドレス等の情報は、こどもの安全に関わる情報のお知らせ以外の目的に使用することはありません。

(4) 問合せ先

- ① システムに関する質問については教育委員会教育センター（電話 072-270-8120）にお問い合わせください。

● パソコンからの登録

- ① 「<http://www.ikkr.jp/anshinsakai/>」にアクセスする。
- ② 「仮登録」のボタンをクリックする。
- ③ 以後は画面の指示に従ってください。

● スマートフォン等からの登録

- ① 「sakai@emp.ikkr.jp」宛にメールを送信してください。
（文章を入力する必要はありません。＜空メール＞）
以下を読み込んでメールを送信することも可能です。



- ② 登録処理を行うホームページアドレスが記載されたメールが返信されてきますので、メールに記載されているホームページアドレスをクリックしてください。
- ③ 注意事項等を記載した同意画面が表示されますので、注意事項について同意される場合、「同意する」のボタンをクリックしてください。
- ④ 区名を入力する画面が表示されますので、送信を希望する区名を入力してください。
- ⑤ 登録が完了すると登録完了メールが送信されてきます。

V このような時は？

1 施設や設備等を破損・滅失した場合

「利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」と堺市立学校の施設開放に関する規則第10条で定めています。このような場合には、利用者は速やかに相手方に対し適切な措置をするとともに、運営委員会へ報告してください。運営委員会は、必ず教育委員会（地域教育振興課）へ報告してください。（15頁「緊急連絡先一覧」参照）

2 特別警報・暴風警報が発令された場合

暴風警報が発令されたときは、学校開放は中止します。気象情報に注意するように利用団体に周知してください。

また平成25年8月30日より、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」が発令されます。この「特別警報」の発令は、ただちに命を守る行動をとることが求められるものです。

中学校施設開放事業では、「特別警報」発令中は下記の暴風警報に準じた対応といたします。

＜開放中止の基準＞

- (1) 午前7時現在で暴風警報発令中であれば、学校開放は午前9時から中止します。
- (2) 午前9時現在で暴風警報が解除されていれば、午後1時から学校開放を実施します。解除されていなければ、当日の学校開放は中止します。
- (3) 学校開放中に暴風警報が発令されれば、発令時をもって、当日の学校開放は中止します。

3 上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合

台風の接近及び大規模災害等発生時に、堺市内の小・中学校に避難所の開設が決定される場合があります。学校開放の利用者も含め、市民の安全・安心が第一となりますので、この様な場合も学校開放は中止します。避難所開設にあたり、迅速に準備を行う必要がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

台風の接近及び災害発生時には、堺市ホームページ「堺市防災情報システム」にて、「避難所の開設情報」、「避難指示」等の情報収集をお願いします。

※ 暴風警報以外の警報・各種注意報発令時でかつ避難所開設がされていない場合は、学校開放は実施します。安全確保に十分留意し、開放施設の使用の可否を判断してください。

(参考) 防災情報

<おおさか防災ネット>

- ① 気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.osaka-bousai.net/27140/index.html>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



- ② メール配信サービスが利用できます。

(登録は無料ですが、通信料は登録者負担となります。)

「touroku@osaka-bousai.net」に空メール(本文、件名に何も書かれていないメール)を送信すると、登録用 URL が記載されたメールが返信されるので、その URL にアクセスして登録してください。

以下を読み込んでメールを送信することも可能です。



4 選挙の関係で学校が使用された場合

選挙時の演説会などで会場となった場合、利用できません。また、投票所となった学校につきましては、選挙前日の体育館、選挙当日の運動場と体育館はともに利用できません。ご理解とご協力をお願いします。

5 新型コロナウイルス及びインフルエンザの流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合

- (1) 学校閉鎖の場合

学校開放を中止します。

- (2) 学級閉鎖等の場合

学校開放は継続しますが、閉鎖の対象となっている「学年・学級の児童」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加はできません。「同居の方」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加を控えるように周知してください。また、うがい・手洗いの徹底など、感染予防に努めるよう併せて周知をお願いします。

6 暑さ指数(WBGT)が31℃以上になった場合

暑さ指数(WBGT)が31℃以上の際には、運動は中止とします。参加者の健康観察を行い、その上で中止を含め、活動時間や活動内容の変更を行ってください。暑さ

指数の確認は、WBGT 測定器（暑さ指数計）や、熱中症予防情報サイト堺（大阪）を活用して行ってください。

（参考）熱中症予防情報

＜熱中症予防情報サイト＞

リアルタイムで、暑さ指数（WBGT）の情報（実況、予測）や熱中症警戒アラート（現在の発表状況）を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。

※同サイト内には、熱中症予防に役立つ配布資料や動画コンテンツ等の普及啓発資料があります。熱中症に関する理解促進にお役立てください。

7 光化学スモッグ等が発令された場合

学校開放実施日は、学校が休みであることから、光化学スモッグやPM2.5についての情報を知ることができません。光化学スモッグ情報について、大阪府が提供しているシステムをご紹介しますので、是非ご活用いただくようお願いします。

発令された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす等、適切な行動をとってくださいますようお願いいたします。

（参考）光化学スモッグ情報

＜大阪府提供のホームページ＞

リアルタイムで、光化学スモッグの発令状況と大気汚染の情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申し込みができますので、ご活用ください。

中学校施設開放事業 緊急連絡先一覧（記入用紙）

各運営委員会で作成し、事故等の内容・程度に応じて活用してください。

堺市立_____中学校施設開放運営委員会		
【緊急機関】		
警察 110 番	警察署（TEL	— ）
消防 119 番	消防署（TEL	— ）
【医療機関】		
総合病院	（TEL	— ）
内科	（TEL	— ）
外科	（TEL	— ）
小児科	（TEL	— ）
眼科	（TEL	— ）
歯科	（TEL	— ）
【教育委員会】		
	地域教育振興課（TEL	228-7920 ）
	（TEL	— ）
	（TEL	— ）
【学校】		
	中学校（TEL	— ）
	（TEL	— ）
	（TEL	— ）
【その他】※タクシーなど		
	（TEL	— ）
	（TEL	— ）
	（TEL	— ）
	（TEL	— ）

資料 1

(参考) 中学校施設開放事業利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数 (回)	運動場	1,696	1,428	1,378	2,467	2,141
	体育館	8,541	4,425	3,763	9,561	9,344
利用人数(人)		164,378	90,125	57,282	167,390	170,507

※利用回数(運動場)は、施設開放事業と運動場夜間開放事業の合計。

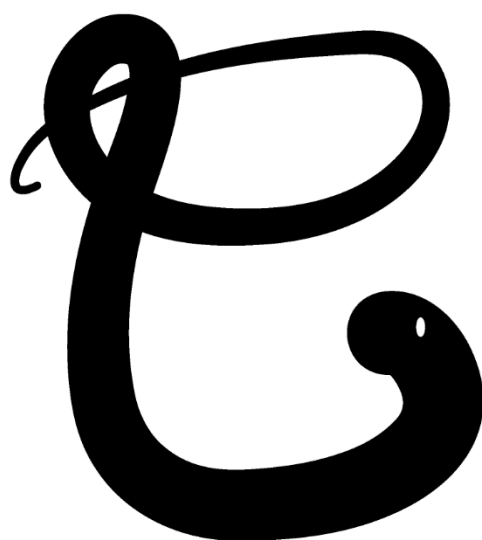
※利用人数は、施設開放事業と運動場夜間開放事業の合計。

※R1 年度(2/29~3/31)、R2 年度(4/1~6/26、12/29~1/5、1/13~2/28)、令和3 年度(4/10~6/20、8/21~9/30、1/22~3/21) は、利用中止。

運営委員会の皆様には、広報活動などにより、更に利用を促進していただくようお願いします。

令和7年度 中学校施設開放事業

利用団体の皆様へ



堺市教育委員会

I 学校施設開放事業（学校開放）

1 学校開放の趣旨

学校開放は、本市の生涯学習を推進するため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に利用していただく事業です。

中学校施設開放事業では、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進を図ることを目的に実施しています。

2 学校開放の概要

（１）学校開放を利用できる方

スポーツ活動その他の生涯学習を主な目的とする団体で、その過半数を開放学校の校区住民で構成された、２０歳以上の方を代表者とする１０人以上の団体。ただし、次のような場合は利用できません。

- ① 営利活動を目的とする場合
- ② 政治的または宗教的な活動を目的とする場合
- ③ 暴力団の利益となり、またはなるおそれがある場合

中学校を利用される団体は、併せて小学校を利用することはできません。また、利用できる学校は１校のみ、複数の学校を利用することはできません。

（２）開放施設

- ① 「中学校施設開放事業」 運動場、体育館の開放
- ② 「中学校運動場夜間開放事業」 夜間の運動場の開放 ※４３校中２７校

（３）開放日時 （利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。）

開放施設	日 時	
体育館	土・日・休日及び春・夏・冬休み等	午前９時～午後８時３０分
	月～金（休日及び春・夏・冬休み等を除く。）	午後６時～午後９時
運動場	土・日・休日及び春・夏・冬休み等	午前９時～午後５時
夜間運動場	土・日・休日	午後６時～午後８時３０分
	月～金（休日を除く）	午後６時３０分～午後９時

※ 夜間運動場の利用は、原則として毎年３月１日から１１月３０日までに限ります。

※ 学校の教育活動に支障があるときは、その学校の学校長の意見を聴き、学校開放を中止し、または開放する施設や日時を変更することがあります。

※ 利用時間については、時間厳守でお願いします。

(4) 利用できる種目等

学校開放は、既存の学校施設を有効活用するために地域の皆様に開放するものです。

利用できる種目や施設の使い方などは学校施設の状況や周辺環境により異なります。安全かつ円滑に学校開放を行うため、既存施設で可能な種目・利用方法は運営委員会と学校の調整により決まります。

(5) 利用の手続き

学校開放を利用しようとする団体は、次の手続きが必要です。

- ① その学校の運営委員会を經由して教育委員会（地域教育振興課）に「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出してください。
- ② 前頁の「(1) 学校開放を利用できる方」の要件を満たしていれば、教育委員会から運営委員会を經由して「中学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可申請書」が交付されます。
- ③ 登録後は、必ず運営委員会による利用日等の調整を受けてから学校開放を利用することができます。
 - ※ 運動場夜間開放事業は、上記「中学校施設開放事業」を「中学校運動場夜間施設開放事業」に読み替えてください。
 - ※ 登録の有効期間は承認を受けた年度内（利用登録された日から3月31日まで）に限ります。
 - ※ 「中学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可申請書」が運営委員会の手元にまだ届いていない場合であっても、運営委員会を經由して地域教育振興課あてに「中学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出し、受付が完了した利用団体は、本事業の利用が可能です。

(6) 利用後の報告

利用後は、利用報告が必要です。下記のいずれかの方法で必ず利用報告をしてください。

① 堺市電子申請システム

堺市電子申請システム（二次元コード）より報告をしてください。

「<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/a38db7aa-d09c-4014-b011-029c169dc295/start>」



② 利用報告書

月単位で作成し、運営委員会を經由して、教育委員会（地域教育振興課）へご提出ください。

(7) 学校施設開放運営委員会（運営委員会）

運営委員会は、学校開放の管理運営を教育委員会から委託された、校区ごとに置かれている組織です。学校開放を利用する団体の登録手続や利用日程の調整など、その校区の学校開放における中心的な役割を担っています。

これから学校開放を利用しようとする団体は、まず運営委員会にお問い合わせください。

※ 中学校施設開放事業と中学運動場夜間開放事業では、運営委員会が異なる場合がありますのでご注意ください。

(8) 利用責任者

利用の都度、所属する者のうちから利用団体が定める、利用団体内で利用上の注意（遵守事項）の指導及び監督を行う方です。

(9) 利用上の注意（遵守事項）

学校はこどもの教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で地域の皆様に利用いただいております。利用者は、次頁の『利用上の注意』を守るとともに、運営委員会の指導に従い、ルールやマナーを守っていただきます。

利用上の注意（遵守事項）

次のいずれかに違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

- ① 営利活動・政治的活動・宗教的活動・暴力団の利益となるような活動をしていないこと。
- ② 許可を受けた目的以外の用に学校の施設を使用しないこと。
- ③ 他の者に利用させないこと。
- ④ 原則として、学校の敷地内において火気を使用しないこと。
- ⑤ 学校の敷地内において喫煙若しくは飲酒をし、又は酒気を帯びて利用しないこと。（学校の門付近（周辺道路等を含む。）においても、受動喫煙防止のためのご配慮をお願いします。）
- ⑥ 学校の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。
- ⑦ 許可を受けた施設（それに付随して使用することが必要な施設を含む。）以外に立ち入らないこと。
- ⑧ 学校への出入りに必要な場合を除き、門を開放しないこと。
- ⑨ 騒音（大声での指導や声出しも含む。）を出さないこと。
- ⑩ 利用時間を厳守すること。
- ⑪ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、利用前の状態に回復すること。ゴミは必ず持ち帰ること。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていない場合においても、ゴミは利用団体が持ち帰ること。
- ⑫ 利用の都度、利用団体に所属する者のうちから、遵守事項の指導及び監督を行う者を利用責任者として定めること。
- ⑬ 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全の確保を図ること。
- ⑭ 火災その他重大な事故が発生したときは、利用団体は直ちに適切な措置を取り、運営委員会に報告すること。また、運営委員会は、必要に応じて教育委員会（地域教育振興課）、学校長等に報告すること。
- ⑮ 利用の都度、「利用報告書」を作成又は電子申請システムに入力し、教育長が指定する日までに教育委員会（地域教育振興課）に利用報告を行うこと。
- ⑯ その他、開放事業を安全かつ円滑に実施するために、教育長、運営委員会又は学校長からの指示事項について遵守すること。

※例年、近隣住民からの苦情が多数寄せられております。円滑な学校開放事業の運営のために、上記利用上の注意（遵守事項）を必ずお守りください。

安全管理

1 安全管理

学校開放を利用するときは、原則として、安全を確保する義務と責任は利用団体にあります。事故等を未然に防止するため、また発生時には適切に対処できるようにするため、安全管理はできる限りマニュアル化して用意しておいてください。なお、事故が起ってしまったときのために、スポーツ安全保険などの保険に加入することをお勧めします。

また、万が一学校施設を破損した場合を考え、賠償責任保険付きのスポーツ保険に加入することをお勧めします。

＜参考＞公益財団法人スポーツ安全協会のホームページで資料請求等ができます。
「<http://www.sportsanzen.org/>」

2 予防対策

- (1) 気象情報、光化学スモッグ情報や暑さ指数(WBGT)を把握し、活動への影響を考慮して実施の可否を判断する。
- (2) こどもの学校への往復経路に注意し、必要に応じて集団での往復や送迎等を行う。
- (3) 校門は、出入時以外は常に閉めておく。また、安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報を把握する。
※ 次頁 **3 堺市安全安心メール** 参照。
- (4) 防火扉や消火栓等消防設備の前に物を置かないよう注意し、災害時の避難誘導経路を確認する。
- (5) 活動する場所や用具の安全点検を行い、危険場所や不良箇所があった場合は直ちに使用を停止し、または立ち入り禁止にして近寄らないようにする。
- (6) 事故等が発生した際の被害を最小限とするため、応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意する。(内服薬は原則として使用しない。)
- (7) 活動に参加するこどもの健康状態について、個人情報に配慮しつつ十分把握する。頭痛・腹痛・熱がある等の場合は、こどもの安全を確保したうえで、至急保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、または家まで送る。
- (8) 活動中に体の調子が悪くなった場合は、我慢せずに申し出るようこどもに指導する。
- (9) 施設、用具等の安全な使い方や、活動時の適切な服装、安全な行動の仕方について、適宜指導する。
- (10) 指導者等活動に関わる大人の人数については、事前に安全確保の点からも検討する。

- (1 1) 事故、災害等の発生時の連絡体制と役割分担を定めておく。
- (1 2) 事故等の発生に備え、警察、消防、医療機関、教育委員会、学校の連絡先を把握する。

3 堺市安全安心メール

安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報等の把握に努めてください。

(1) 登録方法等

- ① インターネット及びEメールが可能なパソコンやスマートフォン等から登録してください。
- ② 配信が不要になった場合は、登録を削除してください。また、メールアドレスなどを修正する場合は、登録を削除し、新たに登録してください。

(2) お知らせする情報の内容

- ① 不審者情報等のこどもの安全に関わる事案の発生日時、場所、状況など。

(3) 注意事項

- ① お知らせする情報については、確認作業等を行い、必要と判断したものを配信します。
- ② このシステムは、情報配信のみを行うもので、問い合わせには対応できません。
- ③ 登録申請は無料ですが、メール送受信等にかかる通信料は、登録者のご負担となります。
- ④ パソコンやスマートフォン等がメール受信を拒否する設定になっている場合は、「soushin@anshinsakai.jp」からのメールが受信可能な設定に切り替えてください。
- ⑤ このシステムに登録された登録者情報は、厳重なセキュリティ対策のもとで適切に管理を行い、その保護に努めています。また、登録いただいたメールアドレス等の情報は、こどもの安全に関わる情報のお知らせ以外の目的に使用することはありません。

(4) 問合せ先

- ① システムに関する質問については教育委員会教育センター（電話 072-270-8120）にお問い合わせください。

●パソコンからの登録

- ① 「<http://www.ikkr.jp/anshinsakai/>」にアクセスする。
- ② 「仮登録」のボタンをクリックする。
- ③ 以後は画面の指示に従ってください。

●スマートフォン等からの登録

- ① 「sakai@emp.ikkr.jp」宛にメールを送信してください。
(文章を入力する必要はありません。＜空メール＞)
以下を読み込んでメールを送信することも可能です。



- ② 登録処理を行うホームページアドレスが記載されたメールが返信されてきますので、メールに記載されているホームページアドレスをクリックしてください。
- ③ 注意事項等を記載した同意画面が表示されますので、注意事項について同意される場合、「同意する」のボタンをクリックしてください。
- ④ 区名を入力する画面が表示されますので、送信を希望する区名を入力してください。
- ⑤ 登録が完了すると登録完了メールが送信されてきます。

Ⅲ その他

1 施設や設備等を破損・滅失した場合

「利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」と堺市立学校の施設開放に関する規則第10条で定めています。このような場合には、利用者は速やかに相手方に対し適切な措置をするとともに、運営委員会へ報告してください。

2 特別警報・暴風警報が発令された場合

暴風警報が発令されたときは、学校開放は中止します。気象情報に注意するよう利用団体に周知してください。

また平成25年8月30日より、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」が発令されます。この「特別警報」の発令は、ただちに命を守る行動をとることが求められるものです。

中学校施設開放事業では、「特別警報」発令中は下記の暴風警報に準じた対応といたします。

＜開放中止の基準＞

- ① 午前7時現在で暴風警報発令中であれば、学校開放は午前9時から中止します。
- ② 午前9時現在で暴風警報が解除されていれば午後1時から、午後2時現在で解除されていれば午後6時から学校開放を実施します。解除されていなければ、当日の学校開放は中止します。
- ③ 学校開放中に暴風警報が発令されれば、発令時をもって、当日の学校開放は中止します。

3 上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合

台風の接近及び大規模災害等発生時に、堺市内の小・中学校に避難所の開設が決定される場合があります。学校開放の利用者も含め、市民の安全・安心が第一となりますので、この様な場合も学校開放は中止します。避難所開設にあたり、迅速に準備を行う必要がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

台風の接近及び災害発生時には、堺市ホームページ「堺市防災情報システム」にて、「避難所の開設情報」、「避難指示」等の情報収集をお願いします。

※ 暴風警報以外の警報・各種注意報発令時でかつ避難所開設がされていない場合は、学校開放は実施します。安全確保に十分留意し、開放施設の使用の可否を判断してください。

（参考）防災情報

＜おおさか防災ネット

- ① 気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.osaka-bousai.net/27140/index.html>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



- ② メール配信サービスが利用できます。
（登録は無料ですが、通信料は登録者負担となります。）
「touroku@osaka-bousai.net」に空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信すると、登録用 URL が記載されたメールが返信されるので、その URL にアクセスして登録してください。
以下を読み込んでメールを送信することも可能です。



4 選挙の関係で学校が使用された場合

選挙時の演説会などで会場となった場合、利用できません。また、投票所となった学校につきましては、選挙前日の体育館、選挙当日の運動場と体育館はともに利用できません。ご理解とご協力をお願いします。

5 新型コロナウイルス及びインフルエンザの流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合

(1) 学校閉鎖の場合

学校開放を中止します。

(2) 学級閉鎖等の場合

学校開放は継続しますが、閉鎖の対象となっている「学年・学級の児童」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加はできません。「同居の方」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加を控えるように周知してください。また、うがい・手洗いの徹底など、感染予防に努めるよう併せて周知をお願いします。

6 暑さ指数（WBGT）が31℃以上になった場合

暑さ指数（WBGT）が31℃以上の際には、運動は中止とします。参加者の健康観察を行い、その上で中止を含め、活動時間や活動内容の変更を行ってください。暑さ指数の確認は、WBGT測定器（暑さ指数計）や、熱中症予防情報サイト堺（大阪）を活用して行ってください。

（参考）熱中症予防情報

<熱中症予防情報サイト>

リアルタイムで、暑さ指数（WBGT）の情報（実況、予測）や熱中症警戒アラート（現在の発表状況）を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。

※同サイト内には、熱中症予防に役立つ配布資料や動画コンテンツ等の普及啓発資料があります。熱中症に関する理解促進にお役立てください。

7 光化学スモッグ等が発令された場合

学校開放実施日は、学校が休みであることから、光化学スモッグやPM2.5についての情報を知ることができません。光化学スモッグ情報について、大阪府が提供しているシステムをご紹介しますので、是非ご活用いただくようお願いします。

発令された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす等、適切な行動をとっていただきますようお願いします。

（参考）光化学スモッグ情報

＜大阪府提供のホームページ＞

リアルタイムで、光化学スモッグの発令状況と大気汚染の情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申し込みができますので、ご活用ください。

記入例

様式第1号の2(第7条関係)

堺市立 ●●● 中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業
利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書

年月日は入力しないでください。

年 月 日

※1団体につき1つのExcelで
ご提出ください。

堺市立

堺市立 ●●● 中学校施設開放事業・運動場夜間開放
登録及び学校施設の使用許可を申請します。

令和7年度から新規で登録する団体は入力不要。
令和6年度に登録している団体は、運営委員会経由
で通知している団体番号を入力してください。
※不明の場合は、空欄可。

登録年度	R7	年度	利用開始希望日	2025 年 4 月 1 日	団体番号	29999				
団 体 名	堺△△バレ				校区内	12	人			
					校区外	10	人			
					合 計	22	人			
代 表 者	フリガナ	サカイ				80	12	1	日 生	
	氏 名	堺 花子				年 月 日	(満 45 歳)	※利用開始希望日現在		
	住 所	〒 999 - 9999 堺市□区△△町3-3-3								
	電話番号	(自宅) 072 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (携帯) 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇								
	メールアドレス	△△△@□□□.com								
利用事業及び 使用施設(目的) ※カッコ内には野球等の活動内 容を記入。	☒	施設開放事業								
	☐	体育館()								
	☒	運動場(バレーボール)								
	☐	運動場夜間開放事業 運動場()								
使 用 日 時	学校施設開放事業使用予定表その他利用調整の結果のとおり									
1 人 当 た り の 会 費 等	(会費)	☒	有 ()	月 額	300	円	年 額	円)	☐	無
	(その他の費用)	☐	有 ()	月 額	円	年 額	円)	☒	無	
確 認 事 項	申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□にレを記入して									
	☒	利用に当たっては、堺市立学校の施設開放に関する 管理指導員又は校長の指示を遵守し、節度をもって施設を使用します。								
	☒	秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行いません。								
	☒	施設の使用は、堺市暴力団排除条例に基づく暴力団の利益となる活動に該当しません。								
	☒	利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあることを認識し、熱中症その他の 事故の発生予防、事故発生時の対応マニュアルの作成、保険への加入等の必要な措置をとります。								
備 考	☒	上記各事項に反することが判明した場合は、登録を承認されず、又は登録を取り消されても 異議はありません。								
	・ 会費等を徴収するときは、代表者とは別に会計担当者を定め、費用の収支を明確にしてください。 また、必要に応じて、収支に関する書類の提出を求めることがあります。									
	・ 代表者は20歳以上の方に限ります。また、会員数は合計10人以上で、構成員の過半数が校区内の 住民で構成されている必要があります。									
	・ 本人の同意を得たうえで会員の住所、氏名等を運営委員会控用裏面の会員名簿に記入してください。 また、必要に応じて、役員名簿等の提出を求めることがあります。									
	・ 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、 氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。									

ご注意!
①合計10人以上
②校区内の方が校区外より多い
上記①②を満たしていない場合は、
申請が出来ません。

活動内容を入力すると、自動的に✓が入ります。

金額を入力すると、自動的に✓が移動します。

会 員 名 簿

	氏 名	利用学校の校区 (内・外)	住 所	電 話 番 号
1	山田 太郎	内	□区▼▲★町●丁	000-0000-000*
2			□区▼▲★町●丁目	0*0-0000-0000
3	大阪 奈々子	内	□区▼▲★町●丁	00*-0000-0000
4				0-0000
5				*-0000
6				0000
7				0000
8				0-*000
9				000*
10	西宮 英人	外	□市	0*0-**-0000
11	芦屋 麗子	外	□町	00*-00*0
12	※運営委員会から教育委員会（地域教育振興課）へ提出するExcelについては、本「申請書裏面」シート（「会員名簿」）を削除してください。 （運営委員会の控えとして保存するExcelについては、削除する必要はありません。）			
13				
14				
15				
16	美原 奨	内	□区△△町●丁	***-0000
17	大阪 多恵	外	□村	**0-00*0-****
18	沖縄 蘭	内	□区△△町●丁	000-**-00
19	大分 元太	外	□市	***-****
20	山口 愛子	外	□市	0*0-0000-00**
21	箕面 順子	内	□区△△町●丁	000-*****-**00
22	堺 花子	内	□区△△町●丁	***-0000
23		内・外		
24		内・外		
25		内・外		
26		内・外		
27		内・外		
28		内・外		
29		内・外		
30		内・外		

※個人情報、本事業に係る利用目的のみに使用し、本事業の関係機関以外の第三者に提供することはありません。

記入例

様式 8

堺市立 ●● 中学校施設開放事業・夜間運動場開放事業 利用報告書

令和 7 年

4 月

年月を入力してください。

団体名

△△ファイターズ

利用種目

バスケットボール

団体名など基本情報を入力してください。

☒ 体育館 ☐ 運動場 ☐ テニスコート

日 (曜日)	利用時間	当日責任者氏名	利用 人数	左の内 小学生以下	清 掃	消 灯	施 錠	備考 (特記事項)
日	5 午前	△△	18	5	☐	☐	☐	
	午後	△△	16	5	☐	☐	☐	
曜日	土 夜間							
日	12 午前	△△ △△						使用した時間帯における確認状況について、「○」を選択してください。 不良時は措置等を備考に入力してください。
	午後	△△ △△						
曜日	土 夜間							
日	午前							
曜日	土 夜間							
日	午後							
曜日	土 夜間							
日	午前							
曜日	土 夜間							
日	午後							
曜日	土 夜間							
利用 回数 (計)	午前	2 回	利用人数(計)	72	22			
	午後	2 回		人	人			
	夜間	回						

※Excel又はPDFでご提出ください。

※電子申請システム（下記二次元コード）で利用報告が行えます。
（電子申請システムによる利用報告を行った場合は、利用報告書の提出は不要となります。）

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/a38db7aa-d09c-4014-b011-029c169dc295/start>)



※清掃・消灯・施錠を行った後に○を記入してください。

※施設の破損や事故等が発生した場合、備考欄に処理経過等を記入してください。

※時間厳守をお願いします。開放時間は下記のとおりです。

体育館：土・日・休日及び春・夏・冬休み等は 9：00～20：30

月～金（休日及び春・夏・冬休み等を除く）は 18：00～21：00

運動場：土・日・休日及び春・夏・冬休み等の 9：00～17：00

夜間運動場：土・日・休日は 18：00～20：30

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市教育委員会事務局 地域教育支援部

地域教育振興課（堺市役所高層館 11 階）

■電話：072-228-7920(直通)

■FAX：072-228-7009

■E-Mail：chikyoushin@city.sakai.lg.jp